

議案第 99 号

南丹市水道施設受益分担金徴収条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市水道施設受益分担金徴収条例の一部を改正する条例

南丹市水道施設受益分担金徴収条例（平成 18 年南丹市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（<u>分担金の額</u>） 第 3 条 （略） 2・3 （略）	（<u>分担金の額等</u>） 第 3 条 （略） 2・3 （略） <u>4 管理者は、分担金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 20 日以内に地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び南丹市上下水道事業分担金等の督促手数料及び延滞金等徴収条例（令和 7 年南丹市条例第 号）の規定により督促するものとする。</u> <u>5 管理者は、前条の規定による督促を受けた者が指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の規定及び南丹市上下水道事業分担金等の督促手数料及び延滞金等徴収条例の規定により分担金及び分担金に係る延滞金を徴収するものとする。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。